

工事請負契約書

注文者：美絵務師株式会社（以下「甲」という。）と請負者：頑張日本株式会社（以下「乙」という。）とは、この契約書と添付の図面□□枚、仕様書□□冊とによって請負契約を締結する。

1. 工事名 ○○○○○○○○○マンション改修工事
2. 工事場 ○○○○○○○○○マンション
3. 工期 着手 平成○○年○○月○○日
完成 平成○○年○○月○○日
4. 請負代金 金○○、○○○、○○○円
5. 支払方法 a. 工事に着手したとき4分の1
b. 基礎工事を完成したとき4分の1
c. 工事を完成し、その引渡しを了したときに残額

第1条（請負者）

乙は、この仕事の図面及び仕様書につき、頭書の請負代金をもって、上記の期間内に工事を完了しなければならない。

第2条（権利義務の承継等）

当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させることはできない。また契約の目的物、工事場に搬入した検査済の工事材料など、売却、貸与、抵当権、その他担保の目的に供することができない。

第3条（工事の変更）

甲は、必要によって、工事を追加若しくは変更、一時中止することができる。また乙は、不可抗力、又は正当な理由があるとき、すみやかにその事由を示して、工期の延長を求めることができる。この場合、請負代金、工期等の変更を必要とするときは、甲乙協議して定める。

第4条（請負代金の変更）

本体工期内に租税、物価、賃金等の変更により請負代金が明らかに不相当となったと認められるときには、当事者は請負代金の変更を求めることができる。

第5条（損害の負担）

工事施工のために第三者に損害、紛議を生じたときは、乙はその処理・解決に当

